

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

佐伯森林組合

平成 1 8 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

I 佐伯森林組合の概要

1. 申請者名称・所在地 佐伯森林組合
廿日市市津田2013番地の1
代表理事組合長 安井耕造
2. 認定事業体 佐伯森林組合
廿日市市津田2013番地の1
代表理事組合長 安井耕造
3. 事業内容 製材・製材品販売

4. 組合の沿革・概要

昭和46年3月27日旧佐伯町、湯来町、五日市町、小方町の森林組合が合併し県内3番目の広域組合として発足し、本所を佐伯町役場庁舎内に置き事業を行っていたが、昭和55年に現在地に独立事務所を設置移転し今日に至っている。

- (1) 組合員数 2,207人
- (2) 組合所属森林面積 48,142HA
- (3) 地区 廿日市市・広島市佐伯区・大竹市・江田島市

当組合の区域は、北部の肥沃な林業地帯から南部の沿岸、島嶼部にかけての瘦地まであり、広島県の森林の縮図のようである。

管内北部の林業地での造林、保育等の森林造成事業を主要事業としているが、平成14年製材所を購入取得し、主伐材は無論、間伐材等地域材の製材を行うと伴に、流通ネットワークにも参加をし、地域材供給への事業展開も行っている。

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「SGEC分別・表示管理体制図」を定めている。

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 佐伯森林組合の審査経過

佐伯森林組合の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成18年7月1日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

7月5日／書類確認及び現地確認

(内容)

1. 資料の提出を受け、内容を確認し、修正事項などを指示した(以下、同じ)。
2. 現地確認

(場 所)

佐伯森林組合事務所及び製材工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 大竹秀一

(出席者)

佐伯森林組合 専務理事 小方敬二

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. 佐伯森林組合において事業の概要、現行の原木の購入、仕分け、製材、製品保管における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

8月28日／書類確認

10月25日／ ”

12月20日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学助教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社専務取締役	西村 克美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	高澤 修
同	児島 裕
同	野田 昭一
同	大竹 秀一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 佐伯森林組合の審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、別紙「佐伯森林組合審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「佐伯森林組合審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、佐伯森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

佐伯森林組合（広島県廿日市市津田）は、廿日市市・広島市佐伯区・大竹市・江田島市の組合員より成る広域の森林組合である。

平成14年より、製材所を購入取得し、主伐材は無論、間伐材等地域材の製材を行うと伴に、杉の天然乾燥平角材を供給する「シルヴァン・ネットワーク」（小城林勲代表）などの流通ネットワークにも参加をし、地域材供給への事業展開を行っている。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

製材業は、地域林業の担い手として、間伐材等地域材の需要拡大のために取り組んでいるものであり、事業目的および内容は適合している。

2-2 / 妥当である 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

同時にSGEC森林認証審査中である広島県の安田林業他と、連携を取りながらの認定事業体申請であり、現在も継続的な取引関係がある。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

同時申請している永本建設社長の永本清三氏が代表を務める広島西部ロハスの会や、地元の木材流通ネットワークに加盟し、川下へ森林の重要性や地域材の利用促進を熱心に働きかけてきている。

S G E C 認定事業体認定の取得を契機に、地域に認証材への認識を広め、建築はもとより、家具や建具の分野にも地域材の販路拡大を意図している。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

佐伯森林組合では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産加工計画図」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

佐伯森林組合の製材工場には、土場及び製材品保管倉庫があり、規格・寸法、用途別に保管されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

佐伯森林組合では、分別・表示管理を担当するS G E C 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。

なお、「S G E C 事業体組織図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との伝票番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産加工計画図
- ・ S G E C 認定事業体組織図
(S G E C 分別・表示管理体制図)